

富士市街頭防犯カメラシステム保守管理業務委託仕様書

本仕様書は富士市（以下、「市」という。）が駅周辺等の不特定多数の市民が利用する市内 5 箇所に街頭犯罪の抑止を目的として令和 6 年度及び令和 7 年度に設置した防犯カメラの保守管理業務の委託に係る仕様を記載する。

1 本仕様によるシステム運用期間

令和 9 年 1 月 1 日から令和 13 年 12 月 31 日までの 60 ヶ月間

保守管理契約（長期継続契約）

運用開始日までに保守管理に必要な工事及び動作確認を完了し、運用可能な状態としておくこと

2 設置場所及びカメラの台数

	設置場所	設置箇所	設置年月日（年度）	利用時間	カメラ
1	吉原中央駅付近 （富士市吉原 4 丁目 4 付近）	北東商店街柱	R7. 3. 29（R6）	終日	1 台
2	富士総合運動公園 （富士市大淵 266）	水泳場駐車場南側 自動販売機付近柱	R7. 12. 4（R7）	終日	1 台
3	富士駅 （富士本町 1-1）	南口 ペDESTリアンデッキ	R7. 12. 4（R7）	終日	1 台
4	堅堀駅付近 （富士市中島 56-6 付近）	南方家屋壁面	R7. 12. 4（R7）	終日	1 台
5	吉原駅付近 （富士市鈴川本町 4 付近）	地下通路北口	R8. 3. 4（R7）	終日	1 台

3 カメラ仕様

(1) 令和 6 年度設置機

台数：1 台

型式：SD カードレコーダー内蔵バリフォーマルカメラ ASM03 FHD マスプロ

電工

映像確認に使用している機材：SD カード SD カード対応 PC 脚立

(2) 令和 7 年度設置機

台数：4 台

型式：4M Wise ISP 固定レンズIPバレットカメラ IPC2314LE-ADF28KM-WP アツミ電気株式会社

映像確認に使用している機材：PC 脚立

カメラの交換はしないこと。高所作業等の危険を避け保守点検や映像確認を容易にするため新たにレコーダーと屋外柱上小型BOXを設置すること。その際の仕様については下記のとおり示す。なお、撤去したBOXの取り扱いについては、別途市と協議すること。

4 レコーダー仕様

- (1) 1台のカメラあたり2週間以上の記録ができること。
- (2) 録画した情報を確実に記録しておくことができるハードディスク、メモリ又はそれに類する機能を有するものによる記録ができること。
- (3) 録画データをUSBメモリ等へ出力できること。
- (4) 外部モニタ又はPC接続により指定の映像を確認できること。情報漏洩に注意し、録画した映像を常時監視できる環境にはしないこと。
- (5) 屋外柱上小型BOXに内蔵設置をするため、その環境で正常動作できること。
- (6) カメラ設置場所に合わせて適切な型式・数量を設置すること。
- (7) レコーダー選定は操作手順や部品保守等を検討し、種類を多くしないこと。

5 レコーダー内蔵用BOX仕様

- (1) 屋外型防水タイプで、柱上設置可能な物とする。
- (2) サイズはレコーダー等必要な機器を収めるための最低限の大きさとする。基本的に映像確認用モニタ等は内蔵しないこととする。
- (3) モニタ等外部機器接続用としてAC100Vコンセントを内部に備えること。
- (4) 専用の鍵により開閉可能なものとする。また、鍵は全箇所同じものとする。

6 機器取付け仕様

- (1) 別添位置図で指定する場所にカメラを設置している。不特定多数の市民が行き来するため、いたずら等の影響を受けにくいようなレコーダー内蔵用BOX等を取付けること。BOXの設置場所については市と協議のうえ決定すること。
- (2) 受電の必要がある場合は受電工事も含む。受電契約変更が必要な場合は変更に係る手続き、費用も含むこと。現在の電源引き込み箇所については別添位置図を参照するとともに市に確認すること。
- (3) 機器取付けに必要な配線（電源及び信号等）を含むこと。
- (4) 現有設備の一部を使用する場合は協議すること。

7 保守仕様

- (1) 全機器の保守点検・清掃を1回／年以上行うこと。
- (2) 各所に設置した機器が正常に動作（録画）できているか1回／月以上確認すること。
- (3) レコーダーの時刻合わせを1回／月以上行うこと。
- (4) 点検又は動作確認で機器に異常が認められた場合は、直ちに市に報告すること。
- (5) システムの維持に係る費用は保守費用に含むこと（電気代を除く）。
- (6) 市から映像確認の要請を受けた時は、閲覧対応及び記録媒体への出力等を行うこと。
なお閲覧対応は、基本的に土曜、日曜、祝祭日及び12月29日から1月3日を除く、午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (7) 保守点検、動作確認、時刻合わせ及び閲覧記録を半年に1回提出すること。
- (8) 映像閲覧のため、現地に持ち込んで接続する外部モニタ又はPC等は受託者（保守業者）が対象機器に適合するものを準備すること。画面のサイズは警察等で映像確認に支障がないサイズとすること。
- (9) 破損、盗難、重大トラブルについては即時報告し必要に応じて応急処置をすること。
応急処置とは危険防止措置又は仮復旧を指し、恒久復旧については別途協議するものとする。
- (10) 防犯カメラ機器の所有権は市に帰属するが、受託者が新たに設置した屋外柱上小型BOXのシステム運用期間後の取り扱いについては市と協議すること。

8 映像確認の要請を受けた際の流れ

(1) 依頼の流れ

閲覧依頼者が市に依頼 → 市が受託者へ連絡 → 受託者が閲覧依頼者へ映像データ確認に必要な機器を貸出

(2) 使用機器について

- ・受託者側にて準備するものとする。
- ・対象機に対応したモニタ類を用意すること。

(3) 提供データ

- ・原則、市名義での提供とする。
- ・業者は抽出までの技術支援を行う。
- ・USB等の媒体はデータを受け取る閲覧依頼者が準備する。

(4) 記録

- ・抽出日時、対象カメラ、提供区間、作業者氏名を記録し、市へ報告

(5) 守秘義務

- ・業務で知り得た映像データ、設置場所構造、警察対応内容などの情報を第三者に漏らしてはならない
- ・契約終了後も継続

9 消耗品・部品

- ・レンズカバー、SD カード、内部基盤等の交換は別途費用
- ・交換が必要な場合は見積提出後、市の指示により実施

10 費用

(1) 委託料に含むもの

- ・定期点検
- ・軽微な障害対応
- ・映像抽出支援

(2) 別途費用

- ・部品交換
- ・重大障害対応

11 その他

- (1) システム納入に係る図面（設置図面含む）、取扱説明書を納品すること。
- (2) 支払いについては各年度最終月の最終日の日付で業務完了報告書の提出と受託者からの請求を行い、4 月中に 1 回で支払うものとする。
- (3) 本書に記載ないこと又は不合理なことがあった場合は、法令に定めるところによるほか、市と受託者が協議して決定する。
- (4) 本業務の実施期間中カメラを設置している施設において、再開発事業や修繕工事等が行われ、仕様書の定めのない事項及び仕様書に変更や疑義が生じた場合には、市及び受託者協議の上、信頼誠実をもってこれを解決し業務を円滑に遂行すること。
- (5) 契約方法は 60 ヶ月の保守管理業務委託契約とし、地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約とする。本契約日の属する年度の翌年度以降において、本契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、市は、この契約を解除することができる。契約を解除したことにより損害を及ぼしたときは、その賠償をしなければならない。この場合における賠償額は、協議して定める。また、受託者が自己の都合により契約期間の途中でこの契約を解除し、又は契約を履行しないことにより市に損害を及ぼしたときは、その賠償をしなければならない。この場合における賠償額は、協議して定める。
- (6) 本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。本業務の一部を第三者（以下「再委託先」という。）に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面を市に提出し承諾を受けなければならない

い。

ア 再委託先の名称、所在地及び代表者

イ 再委託する業務の範囲及び内容

ウ 再委託する理由及び必要性

エ 再委託の期間

オ 再委託に係る契約金額

カ 再委託先の業務遂行能力及び履行体制

キ その他市が必要と認める事項

- ・ 承諾を受けた再委託の内容を変更しようとするときも市から承諾を受けなければならない。
- ・ 再委託先は、本業務の全部又は一部をさらに第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし特に必要と認め、事前に書面で承諾した場合は、この限りでない。
- ・ 再委託先に対し、本契約及び仕様書に定める受託者の義務と同等の義務を課さなければならない。
- ・ 再委託を行った場合であっても、本契約に基づく一切の責任を免れないものとし、再委託先の行為についても自らの行為と同様に責任を負う。再委託先の業務の履行状況を把握し、適切に監督しなければならない。